

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

付加保険料の納付について

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

【定額保険料】

令和元年度
月額16,410円

- ① 納めることができる人
 - ・ 国民年金第1号被保険者
 - ・ 任意加入被保険者
(65歳以上の方を除く)
- ② 付加保険料の月額
400円
- ③ お申し込み先
市区役所及び町村役場の窓口

④ 付加年金額

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりとなります。付加保険料を納めた分は、2年間で元が取れることとなります。

⑤ 納める際の注意事項

- ・ 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- ・ 付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められております。
- ・ 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・ 付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- ・ 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。
- ・ 月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。



(例) 毎月の定額保険料に加え付加保険料を40年間納めた場合
※金額は令和元年度時点のもの

780,100円(基礎年金額) + 96,000円 {200円×480月(40年)}
= 876,100円(年額)

※定額保険料のみの場合は780,100円

なお、付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

■ お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
旭川年金事務所
年金の加入手続き、納入相談など
☎0166-27-1611
年金相談の予約など
☎0166-72-5004

役場税務住民課年金担当

☎4-2511
内線116・117
☆4-251103

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)
4月16日～5月15日受領分

・ 下川町に

社会福祉事業として
松井 進 (神奈川県)

森づくり寄付金として
日本遊戯銃協同組合 (東京都)

・ あけぼの園に

古屋 富男 (上名寄)

・ 社会福祉協議会に

生前のご交誼に謝して
西 町 神尾 利勝 (亡妻)
西 町 川西 茂子 (亡夫)
旭 町 佐藤 哲雄 (亡妻)
西 町 高橋 裕明 (亡母)

